

平成25年度 第1回

西宮市幼児期の教育・保育審議会

会 議 録

日 時：平成25年6月11日(火)

場 所：市役所東館8階 大ホール

〔午後 6 時58分 開会〕

事務局 定刻には 2 分ぐらいありますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、お配りしています資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしていますが、本日の会議の次第、座席表、報告資料、そして、関係資料別冊として資料 A から資料 I まであります。また、当日配付の資料として、平成 25 年度の格差是正・こども支援 WG と適正配置 WG の第 1 回及び第 2 回の議事録をお配りしています。

お手元にすべておそろいでしょうか。

〔発言者なし〕

事務局 それでは、会長、会の進行をよろしくお願いします。

会長 皆さん、こんばんは。

午後 7 時という、恐らくこれまでで一番遅い時間帯のスタートだと思います。一日が終わってお疲れのところをご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまから平成 25 年度第 1 回西宮市幼児期の教育・保育審議会を開会いたします。

本日の日程については、お手元の次第のとおりとなっていますので、よろしく願います。

なお、この会場が午後 9 時までですので、私のほうでもうまく進むようにさせていただきますが、何とぞ委員の皆様方のお力もかりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴についてお計りします。

本審議会への傍聴希望者が、現在のところ、十数名おられるようです。要領に基づきこれを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 また、この後、希望のある方がお見えになった場合は、随時許可することにごさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、傍聴希望者の方に入室いただきますので、しばらくお待ちください。本日は、議事に入る前に、市のほうから 2 点の報告をしていただきます。

まず、「平成 24 年度保育所待機児童対策について」、事務局から報告をお願いします。

なお、本日はあまり時間がありませんので、報告内容に対する質問については、議事に関係する部分については議事の審議のときに質問していただくことにして、議事に直接関連がないと思われるものは、事務局のほうに問い合わせをいただくということでご了解ください。よろしくお願いします。

事務局 お手元の資料の「報告 1」と打ってある分ですが、平成 24 年度の保育所待機児童対策についてご報告します。

待機児童の解消については、審議会での諮問項目ともなっておりまして、本市の重要課題として取組みを進めてきました。昨年度においては、資料にありますように、11 の対

策事業に取り組み、400名を超える受入枠の拡大を図っています。特に(6)から(9)に挙げています保育ルームについては、全部で22カ所、110人の拡大と、集中的な取り組みを行いました。

これらの取り組みの結果、昨年4月に比べまして、認可保育所や保育ルームなどへの入所者は367人増加しまして、この25年4月1日現在の待機児童数としては、昨年から81人減少した0と、厚生労働省へ報告しています。

しかしながら、入所希望者数は増えています。また、今回の「待機児童数0」は、あくまでも厚生労働省の定義に沿った数字となっています。求職活動をされている方や育児休業が取得できたことで、待機児童には該当しないという理由でまだ入所できていない方も、250人いらっしゃいます。引き続き認可保育所の整備を中心とした対策に取り組むことで、今後も待機児童対策に取り組みを進めていきたいと考えています。

以上、報告させていただきます。

会長 この件については、これからも続くことですので、私たちが慎重に見守らせていただくことにさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 続きまして、西宮市児童発達支援センター等施設整備事業について、事務局から報告をお願いします。

委員 児童発達支援センター等施設整備事業について、簡単ではありますが、説明させていただきます。

「報告2」とあります資料をご覧ください。

児童発達支援センターは、現在のわかば園と教育委員会のNSSC(西宮市スクーリングサポートセンター)とを複合化して、従来の医療・福祉・教育の垣根を超えて、子ども自身の自分らしい豊かな人生を実現することを目指した、切れ目のないサポートを行う中核拠点としていくという構想になっています。

もちろん現在もさまざまな取り組みを行っていますが、この「報告2」の下の「(2)基本理念から基本コンセプトへ」のところに「支援の方向性」を書いています。早期発見からの確実な早期支援、「学校園・地域生活につながる支援」、こういうものに新しいセンターでは力を入れていきたいと考えています。

こういうところに力を入れながら、どういう支援をしていくのかというイメージについては、裏のページに「新センターにおける支援体制」として図で描いています。医療機関や地域の保健機関、地域の子育て支援拠点などつながって、早期発見から早期支援につなげていく、また、幼稚園・保育所も含めた学校園への支援を行っていく、そういう構想になっています。

次のページからは、「施設整備の基本方針」です。

細かいことは省きますが、計画の敷地、場所に関しては、下の地図のように、阪急西宮北口駅、西宮ガーデンズの南側に予定しています。高畑町になります。

次のページでは、各フロアに、現在のわかば園とスクーリングサポートセンターが持っているさまざまな機能を必要に応じて配置しています。特に、今までなかなかできなかった、気軽にご相談いただくためのサロンを1階に設けたり、各種の会議室を設けま

して、研修・会議を開催する、あるいは地域の支援を行っていく、そういうことに取り組んでいきたいと考えています。

開設予定は、平成27年の夏ごろを予定していますので、よろしくお願いします。

以上、簡単ではありますが、報告とします。

会長 この件についても、今後、進捗状況等、この審議会や、継続される予定の会議のほうとも連携していくことになろうかと思いますが、何かご質問はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、本日予定されている議事に移ります。

本日の審議会では、前回の審議会以降に開催された適正配置WG 4回と格差是正・こども支援WG 3回の報告を行い、確認やご質問・ご意見をいただきます。その上で、3つ目の議事であります最終答申(案)の調整を行っていきます。

まず、格差是正・こども支援WGの報告を座長よりお願いします。

委員 私のほうから、格差是正・こども支援WGの報告をします。

昨年12月25日開催の前回の審議会以降、今年になりまして、1月15日、2月12日、5月14日、計3回、WGを開催しました。この間に検討しました内容について、24年度と25年度の格差是正・こども支援WGの審議経過としてご報告します。

別冊の関係資料の資料A「平成24年度審議経過」と資料B「平成25年度審議経過」をご覧ください。

まず、資料Aのほうから、1ページをご覧ください。

「(1)はじめに」から順を追って説明します。

まず、(1)では、平成24年度に検討した内容についてお示ししています。

下線部分にありますように、3つの諮問項目の4点について審議しました。

次に、(2)では、「子ども・子育て環境について」のまとめをしています。「文化にふれる」取り組み、「生活習慣・生活リズム」にかかる取り組みについて審議したものをまとめています。

今後、地域における子育て支援の充実、子ども・子育て環境についての議論は、西宮市の子どもの望ましい子ども像と環境整備のあり方として、さまざまな子育て施設や支援の場で生かされることを望んでいます。

次に、2ページの(3)では、「認可外保育施設への支援について」のまとめです。

まず、認可外保育施設の状況について載せています。その上で、認可外保育施設指導監督基準についての説明をして、審議内容のまとめとして、3ページの文章を読ませていただきます。

保育の質の向上を担保するために必要な保育環境の基準について

「認可外保育施設指導監督基準」を基本として、考えることが適切であると考えます。さまざまな保育形態がある認可外保育施設への支援については、衛生面、安全面を重視し、子どもが健康的な生活リズムを身につけられ、元気に体を動かすことができるような保育環境であることが求められます。

次の の文章については、平成25年度に検討の上、文章を変更していますので、もう一冊の資料Bの「平成25年度審議経過」1ページをご覧ください。

以下すべて、下線部分が検討によって変更した部分になっています。
読み上げます。

(資料B、P.1では)施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上に繋がるものについて、平成22年度に行った監査における施設運営者からの要望等を参考に、検討を行いました。直接子どもや職員にかかわるものとして、児童、職員も含めた「健診」や入所幼児の相談や連絡体制の整備といった「情報・連絡」、職員や保護者向けの「研修」といった項目については、保育の質の向上につながる重要なものであり、支援にあたっては優先的に行われるものであると考えます。今後は、子ども・子育て新制度で示されていく補助の制度の状況も見ながら、具体的支援の作成を進める必要があると考えます。

しかし、認可外保育施設の規模・形態は異なっても、どこに対しても支援の必要性があるという意見や、認可外保育施設も認可を取得してはどうかという意見、支援の内容や基準についての意見、また、幼稚園型の認定こども園は認可外保育施設扱いになるため、支援が必要といった意見など、さまざまな意見があったことも付け加えておきます。

引き続き、(4)は、「在家庭への支援について」のまとめです。

資料A「平成24年度審議経過」に戻って、4ページをご覧ください。

まず、在家庭の状況を述べ、別紙資料の紹介をしています。この項目には、別紙資料2-1から2-5まであります。2-1は「実施機関別子育て支援事業一覧」、2-2は「認可保育所一覧・認可外保育施設での子育て支援」、2-3は「西宮市の子育て支援にかかる主な事業費」、2-4は「子育て地域サロン一覧」、2-5は「子育て支援拠点等利用者数一覧表」の計5点です。

これらを踏まえて、4ページのまとめの文章になります。ここについても、検討により変更した箇所がありますので、資料Bの1ページをご覧ください。

読み上げます。

在家庭の現状は、平成24年5月1日現在、就学前児童28,372人のうち、在家庭者数は13,222人(46.6%)となっています。

現在、在家庭を含めて、さまざまな機関が子育て支援を行っています。(別紙資料2)

これからの支援では、在家庭のニーズを的確に把握し、支援することの重要性や、情報提供の時期を出産直後ではなく、妊娠中や若い世代にすること、支援する側の保育施

設などの連携や準備の重要性が求められています。また、保護者がサービスの受け手にとどまらず、趣味などをきっかけに集まり、子育ての交流や地域支援をすることができ体制への支援という必要性についても意見がありました。

今後、子ども・子育て支援新制度に基づき、市で実施されるニーズ調査により在宅子育て家庭や妊婦も対象とした支援のあり方を検討する必要があります。母子保健(保健所)と子育て(こども部)の連携した取り組みが求められます。

次に、(5)は、「公費投入のあり方について」のまとめです。

この項目についても、25年度での検討によって幾つかの変更がありましたので、引き続き資料Bの1ページの下のほうをご覧ください。

読み上げます。

公立幼稚園の運営経費の見直しについて

公立幼稚園の運営経費の見直しについて、さまざまな視点から検討を行い、幾つかの方法を確認しました。「正規職員採用の抑制の継続」「今後の園数の削減」などです。

公立幼稚園は、保育の質を維持しながらも、人件費などさまざまな点から運営経費を見直していくことが求められます。同時に、その他の保育施設へ必要な支援を行うために公費を投入することで、格差是正を進めることが望ましいと考えます。

資料については、3ページの上段の「職員の平均年収」、その下の「運営経費縮減の試算」についても、データを新しくしています。

続いて、3ページの「公立幼稚園の保育料の見直しについて」も、平成25年度に再度検討を行いまして、文章の変更をしましたので、読み上げます。

公立幼稚園の保育料の見直しについて

公立幼稚園と同じ公立である保育所との比較では、運営経費に占める公費投入の割合や保護者負担の割合に大きな差があり、適正な保護者負担の観点からも、公立幼稚園の保育料の見直しを検討する必要があると考えました。公立幼稚園の保育料を保育所と比較し、1時間あたりの保育料を同じにする方法で、応能負担に変更することなどについて、検討しました。

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担については、応能負担を基本にすることが、国の方針となっています。したがって、公立幼稚園の保育料の見直しについては、今後は応能負担の方向での整備が望ましいと考えます。

しかし、現在は、「私立幼稚園の最低額までへの格差是正を目指して、段階的に進めていくことが妥当」とした中間報告をもとに、就園奨励助成金の増額が取り組まれてい

るところであり、また子ども・子育て支援新制度の具体的内容が示されていない状況であるため、保育料の具体的改正は、その後に行うことが適切と考えます。その際には、就園奨励助成金による格差是正も含めて、検討していく必要があります。

4ページの資料については、注釈をつけたり、表を見やすくするように一部変更しています。

最後に、(6)は、「幼保一元化について」のまとめです。

資料A「平成24年度審議経過」に戻って、8ページをご覧ください。

これまでに、国の動向や他市での状況などを資料としながら検討しましたが、現時点においても行政組織のあり方の方向性が出ていない状況です。したがって、この項目については、事務局としても具体的提案ができない状況です。

今後、国の動向を踏まえた西宮市独自の子育て支援体制の整備が求められます。

これまでの審議資料として、別紙資料3をつけています。

以上、簡単ですが、24年度と25年度の私どものWGの審議経過について報告させていただきました。

よろしくご検討をお願いします。

会長 たくさんの項目について、時間の少ない中、検討いただきまして、ありがとうございました。

その中でも「公費投入のあり方」については、これまでも何度も議論してはきて、今回WGでまとめていただいていますので、こういう形でよろしいかと思いますが、そのあたりについても、ご意見がありましたらいただきたいと思います。

何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

委員 質問ですが、公費投入のあり方について、24年度の間答申までには、保育所の公費投入の格差について話がされていたと思いますが、今の報告の中では全く触れられていません。何らかの結論が出されたのか、触れられなかったのは何か理由があるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

委員 中間答申以降の経緯はどうなっていましたか。

事務局 中間答申以降については、公立幼稚園の保育料をどうするかというテーマに絞って、公費投入のあり方について議論していただいたと思います。その中で、特に保育所の保育料等については、結果的には触れられなかったという状況です。

会長 資料Iの中間答申の中で公立保育所の格差是正についてということですか。

委員 公費投入に続いて話をしていただいたわけですね。当初、資料がたくさんあって、そのあたりについても審議するという形であったように私は記憶しているのです。

委員 24年度の主な議論の中で、委員が言われたようなことは、私の記憶では含まれていなかったかと思うのです。

委員 公費投入という部分では含まれていたと私は考えます。

委員 主に幼稚園のほうに絞って議論してきたのではなかったですか。

委員 保育所の格差についても、会議の中で話をしていかなければいけないのではな

いかと、議事録の中にも載っていたように思うのです。

委員 24年度の資料が手元にないのですが、経過としてどうだったですか。

会長 中間答申の中では、当時、寺見会長がまとめてくださったのですが、保育所のことについては、文言として私が確認できるのは、配置基準のことですね。配置基準のことについて改善が必要だということになっていて、その後の公費投入のことについては、私も記憶をたどりながら確認しているところですが、特にそのことが文言として触れられていないような気がして、幼稚園への公費投入が文言として出ているわけです。事務局、どうですか。

事務局 22年度以降ご審議いただいた中身については、22年度のときに、公私幼稚園と公民保育所で一定の数値的なものを出して、格差があることを洗い出ししていった中で、幼稚園の部分については、保育料と入園料での公私間格差が生じているとして、そこを議論していくことになりまして、中間報告をした中でも、公立幼稚園の保育料の一定の見直しも考えるべきではないかという方向になりました。

保育所の部分については、公民で配置基準が違う中で、それについても是正していく必要があるということがあって、結果的には、昨年度の中間答申の中で5対1と6対1という配置基準を是正していくべきであるという方向性になりました。

そういう形での議論はされていたと考えています。

ですから、そこを踏まえて、市のほうとしてその是正に向けてのことはしていったのですが、大きくはその点についての議論をしていただいたと理解しているところです。

委員 そのことが格差是正・こども支援WGの中でどのように取り扱われたのかが第1の大きな質問です。最初の段階でいろいろな資料をいただいて、そういう格差があるからやっていかなければいけないと認識して、5対1と6対1の問題があって、それについては本年度に前進した部分ではあります。細かく議論されたのは幼稚園のことだったことはわかるのですが、それ以外の部分でも、格差の是正は今後全体的に取り組んでいかなければいけないという方向であるのか、それとも、幼稚園だけにおいて格差があるからその是正に取り組んでいかなければいけないとなったのか、それがどうなのかという点です。

というのは、当初にそういう話の中で、全体的な格差を直していかなければいけないということがあって、そこからこの議論が始まったのかなと記憶していますので、そのあたりが最終答申の中に盛り込まれるのか、具体的に議論していないから盛り込まないのか、どういう形で扱われるのかと思ったので、どういう形でお話をされたのかと質問したわけです。

委員 私どものWGの中では、委員が言われるような踏み込んだ議論を実際にはしていませんで、最終答申に向けての協議もしていない状態ですので、答申の中に入れることは難しいかなと思うのです。確かに方向性はおっしゃるとおりだと思いますし、主に公立幼稚園の公費の扱いについては十分議論したつもりですが、いかがでしょうか。

委員 私たちが格差是正・こども支援WGで話し合ったことは、公費投入の面から考えて、私立幼稚園と公立幼稚園、保育所と幼稚園の間に公費投入に大きな格差があることを確認しました。もちろん、在家庭、認可外保育施設に通っている子どもたちに投入

されている公費に格差があることも、みんなで確認しました。ですから、公立幼稚園に投入されている公費と公立保育所に投入されている公費でも大きな差があることも確認しました。

公立幼稚園に大きく公費投入されていることを確認した上で、そこに投入されている公費を削減する方向をとっていくことも確認しまして、その削減したものを、他の保育所や認可外保育施設、在家庭の子どもに投入していこうと、「その他の保育施設へ必要な支援を行うために公費を投入することで格差是正を進めることが望ましい」という話になったかなと思っています。

ですから、保育所自体に関しては、私たちも話し合っていなかったのですが、大きく公立幼稚園のほうに公費が投入されている部分に関して、削減して、認可保育所、認可外保育施設、在家庭の子どもたちに公費を回していこうという形になるのかなと思います。

委員 どのような形で話をされたのかが聞きたかったことですから、結構です。

会長 私のほうでリピートしませんが、座長と委員が経過を説明いただいたということで、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 ほかに何か格差是正・こども支援WGの審議経過の報告に対するご質問、ご意見はありませんか。

事務局 保育所の関係で、補足で説明させていただきます。

保育所の格差是正の議論については、22年度と23年度に主に議論していただいたと思いますので、中間答申のほうに反映している状況となっています。

24年度と25年度の審議については、委員がおっしゃったように、幼稚園の格差是正にポイントを絞って議論していただいていたため、今回、審議経過としてAとBの資料に入れている状況です。

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、最終答申のところでもご意見がとおりかと思しますので、先に進ませていただければよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 次に、私のほうから適正配置WGの報告をさせていただきます。

適正配置WGについては、12月末に行われた前回の審議会以降、平成25年1月28日、2月20日、4月24日、5月20日の4回開催しました。

検討しました内容について報告します。

24年度から25年度にかけての適正配置WGの審議経過については、別冊の関係資料C「平成24年度審議経過」と資料D「平成25年度審議経過」となっています。

座長の報告と同じような文言のところがありますが、CとDそれぞれで報告させていただきます。

まず、24年度の審議経過、つまり資料Cの1ページ、「1 はじめに」のところから順を追って説明します。

諮問項目2の「地域における保育サービスの提供(地域バランス・適正配置)」では、幼稚園・保育所の公的役割として、「保育所の公的機能」、「公立保育所の役割」、「幼稚園の公的機能」、「公立幼稚園の役割」について議論しました。また、「地域ブロックにおける適正配置」として、「地域子育て支援拠点事業の拡大」や「発達支援機能」について議論しました。

続いて、2ページをお願いします。

「2 保育所の公的機能について」は、「保育所の公的な役割は、児童福祉法第39条に基づく保育所の機能を基本とし、保育所保育指針に準拠した保育を推進することと考えます。また、今後の女性の社会進出の増加に伴う子育て支援のニーズに合った保育の展開が求められています」とまとめを行いました。

次に、3ページ、「3 公立保育所の役割について」は、「特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもにとって、公立保育所は、セーフティネットとしての役割が必要です」としました。

「公立保育所は、公的機関との連携が取りやすく、福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が可能です。しかしながら、13ブロックの中で、公立保育所が無い地域においては、民間保育所が、その役割を担っています。今後、公立と民間が連携し、すべてのブロックに、特別な支援や福祉的ニーズに対応できる体制作りが必要です」というまとめを行いました。

続いて、5ページの「4 幼稚園の公的機能について」は、「今後も、幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた教育課程を編成し、指導計画にしたがって義務教育につながる教育を行うことが必要であり、加えて地域の実態や保護者のニーズに対応した取組みも求められています」とまとめを行いました。

次に、6ページの「5 公立幼稚園の役割について」は、「公立幼稚園は、小学校への学びの連続性や一貫性のある教育課程の研究を進めること、また、私立幼稚園と共に特別支援教育の推進や家庭・地域・保育所等の保育施設との連携による子育て支援を進めていくことといった役割が求められています」というまとめを行いました。

次に、7ページの「6 地域や家庭における子育て支援機能について」は、「地域子育て支援拠点事業の拡充において、大ブロックに1ヶ所ぐらいはセンター型が必要である。地域活動においては、子育て中の親である利用者が、支援者になっていけるような取組みが必要である」というまとめを行いました。

続いて、10ページに飛びまして、「7 発達支援機能について」は、先ほど説明があった「新たに建設されている児童発達支援センターでは潜在的に要支援・要支援の子どもたちに対して、地域、とりわけ学校、幼稚園、保育所での支援を重点的に行うことが必要と考えます。また、アウトリーチなどの地域支援を行うことで、また、教職員への研修や指導、支援を行うことで、学校園において生じた問題や課題などについて、学校園自らが対処していくことのできる環境をつくることが必要と考えます」というまとめを行いました。

続いて、14ページの「8 各地域における各機能の適正配置」については、「地域子育て支援拠点事業の拡充において、設置目標とともにアウトリーチ機能の充実も望まれ

ます。発達支援機能においては、市内大学の発達支援施設や教育・保育施設および子育て総合センターとの連携を図るなど地域支援に力を注いでいくことも必要です」というまとめを行いました。

次に、資料Dをご覧ください。

25年度の審議経過について、24年度に引き続き25年度で議論した内容ということで説明します。

諮問項目2の「地域における保育サービスの提供(地域バランス・適正配置)」では、「公立幼稚園について」、「地域に必要な子育てに係る機能について」、「公立保育所の今後のあり方について」、「各地域における各機能の適正配置について」、議論を行いました。

2ページ、「公立幼稚園について」では、引き続き「幼稚園の公的機能と公立幼稚園の役割」について、「幼稚園機能」と「公的機能」に分けて整理を行いました。

幼稚園機能の今後については、「公立幼稚園は、当面、小ブロックごとに原則1箇所配置の方向とし、将来的に減少傾向のあるブロックごとに園児数の推移や教育・保育施設の状況を踏まえ、公立幼稚園の園数を検討する必要があります」としました。

また、「閉園する場合には、地域子育て支援の拠点などの子育て・子育てを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながらそのあり方を検討する必要があると考えます」というまとめを行いました。

「公的機能」の今後については、「就学前教育を保障するために、市は必要な措置を講じて公的機能の整備を図る必要があり、その上で、私立幼稚園と公立幼稚園が共に各地域で確実に機能を担保することが求められています」というまとめを行いました。

「3 地域に必要な子育てに係る機能について」では、「地域や家庭における子育て支援機能」と「発達支援機能」について、引き続き整理を行いました。

「地域や家庭における子育て支援機能」では、「将来的には、子育て親子がベビーカー等で気軽に立ち寄れる身近な場所で親同士が交流し、子どもたちが自由に遊ぶことを目的とした「子育てひろば」のような機能を楽しむようになることが必要であります」と考えました。

また、「発達支援機能」では、「発達に課題のある子どもたちへの支援として、ソーシャル・インクルージョンの考え方を基本に据えて取り組みを進めていくべきであると考え、市が整備を行っている児童発達支援センターを中核拠点として、地域における理解の促進を進めるとともに、幼稚園や保育所など身近な場所での相談や専門的支援実施のためのランチ機能のあり方やアウトリーチ機能の充実、子どもを支援するための情報共有などについて、積極的に進めていく必要があります」というまとめを行いました。

続いて、「4 公立保育所の今後のあり方について」では、特別な配慮を要する児童や福祉的ニーズの高い子どもの保育の現状を把握しながら、公立保育所の現在の役割や今後の役割について引き続き整理を行いました。

「今後において、公立保育所は、小ブロックごとに原則1箇所は、従来の保育所機能に加え、特別な配慮を要する子どもや保護者に対応する機能、子育て拠点機能、在家庭への支援機能（特にハイリスクな家庭へのアウトリーチ機能）など複数の機能を備えた

公立保育所の設置が必要です」というまとめを行いました。

「また、将来的な収束方法については、「当面、小ブロックごとに原則1箇所の配置」とし、将来的に保育需要が減少する局面を迎えた時には、民間保育所とともにセーフティネットとしての機能を担ってきた公立保育所は、西宮市全体の保育環境を維持向上させることを目的として、今後多様化するニーズに対応することも踏まえ、施設数の整理を行っていく必要があると考えます」というまとめを行いました。

「5 各地域における各機能の適正配置について」は引き続き整理を行い、4ページの間答申で作成した表をベースに、公的機能を から の各機能に盛り込んだ5ページのA案、前文に公的機能の説明を加えた6ページのB案の2つを作成しています。

以上、簡単ですが、24年度、25年度の適正配置WGの審議経過について報告させていただきました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

今の報告に対して何かご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

委員 資料D「平成25年度審議経過」の中から、2ページの「2 公立幼稚園について」の「 「公的機能」について」に関して、言ってきた意見を盛り込んでいただきたいと考えています。

「現状」として、「この機能は、私立幼稚園と公立幼稚園が共に取り組みを進めています」となっています。前にも意見を言わせていただいたのですが、本当に一緒にやることは理想的です。「ここはこういうふうに支え合いましょう」と連携したりできることが、私自身もずっと主張してきたことです。しかし、現状は、「共に」というよりも、別個にやっている状況です。以前に、特別支援を例にとり、公立幼稚園と私立幼稚園でどれだけ受け入れているか、実際の数値も提出して見ていただきました。あるいは、特別支援で公立幼稚園に入れなかった子どもが私立幼稚園に入っているケースがあることも、ここで話ししています。それが「共にやってくる」ということなのでしょうか。

その次の「今後」のところでは、「就学前教育を保障するために、市は必要な措置を講じて公的機能の整備を図る必要があります」となっています。これ自体は本当に理想的です。こうなればいいです。

ここで確認しておきたいのは、ここの「共に」は、「現状」でいっている「共に」と変わらないのか、ということです。

もう一つは、「機能を担保する」という限りは、現在、私立幼稚園には特別支援に関して公費は投入されていません。13ブロックに1つずつ公立幼稚園を残す意味がこれなのか、それでいいのかということです。残すのがいけないと言っているわけではなく、これが理由で残すと言えるのかということです。

私立幼稚園にも機能を担保するために今後そういうことが考えられるのかと、「共に」という概念のところと、もう少し事務局にお聞きしたいところです。

会長 私がディフェンスするわけではないのですが、適正配置ということで理念的なところも含めて考え方の整理を行いましたので、お答えします。

委員がおっしゃった「担保」のもう一つの意味である予算的なことについては、WGでは特に踏み込んだ議論はしていません。その点、事務局からお答えいただくことがあればお願いします。

事務局 「共に」という表現ですが、「私立幼稚園と公立幼稚園が共に取り組みを進めています」とありますのは、私立幼稚園であれば、各幼稚園によってさまざまなお事情や状況があると思いますし、公立幼稚園では、就園相談を経て受入れを進めている状況です。ですから、今のところは、私立幼稚園では各幼稚園での対応、公立幼稚園では就園相談を経た受入れという体制で、支援が必要なお子さんの受入れを進めているところですので、今の体制を充実させていくということで、「今後」のところにつながっていくわけです。

あと、人的な支援などについては、格差是正・こども支援WGの諮問項目5の「「継続」の取り組み」のところで触れていますが、公立と私立が共に幼稚園を希望される支援を要するお子様の受入れを推進していかなければいけないという議論があったかと思えますので、こういう表記でまとめています。

委員 今のご説明では納得できません。

今後は今の状態をさらに充実させていくということが不明瞭なのと、特別に多くの公費を使って存在し得る公立幼稚園が13ブロックに1つずつ残る意義は、この公的機能をさらに充実させるということなのでしょうか。そのあたりが明確ではないという気がします。

会長 その点は、事務局からも補足いただきたいのですが、私の記憶では、適正配置WGでは、公的機能イコール公立幼稚園という議論はしていません。それは分けています。公立幼稚園をどれだけ小ブロックに残していくかと、公的機能を小ブロックの中でどう担保するかは、イコールの議論はしていないことはお答えできると思います。

それと、「現状」の「共に」ですが、まだ最終答申にそれを反映した文言があるかどうか確認できていないのですが、もし何かあれば。

委員 審議会の中で議論されてきたのは、西宮市の子どもたちの視点で考えて、行きたいと思う園に通えることが一番大事であって、特別支援が必要な場合は、その園に公費が投入されて支援されるべきだということは、幾度も話をしてきました。しかし、こういうところに文言が一切反映されていないことは気になります。

「私立と一緒にやっていきます」と言われても、私立幼稚園では、各園で非常に苦慮して、人件費等を工面してやってきている経緯がありますので、公費投入を平等にしていだけたら、もっと安心して近い幼稚園や保育所などを選べるし、そうやっていくべきだと思うのです。保育所の場合は、保育料が公民で同じですから、それは納得できるのですが、幼稚園では、ここが公私で違うところです。ですから、決して無理を言っているわけではなく、ここを平等にしていきたいというところで、この文言のままいくと、なんら進展がないように感じるわけです。

会長 我々のWGでも、その担保については特に踏み込んだ議論はしていないので、私の今の立場では、そこは「議論していない」ということしかお答えできません。事務局から何かありますか。

事務局 2ページの「公的機能」の「共に」ですが、ここを例えば「それぞれに」と修正すればどうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 それは、「現状」のところですか。

事務局 「現状」と「今後」ともにです。

委員 「今後もそれぞれにやっていく」という方向性をこの審議会で出したことになるわけですか。

というのは、意見をいろいろと言ってきたのですが、理想的には共にできたらいいわけですから、特別な支援を要する子に対しては、どうしても人件費が発生しますから、そこに公費投入ができるということを、審議会で一致した意見として出せないでしょうか。一致とまではいかないにしても、「こういう意見があった」と残していただけたらいいかとは思いますが。「私立幼稚園はそれぞれに工夫して自前で負担する」という方向性がここで出るということでしょうか。

会長 「現状」のところを「それぞれに」とすることが事務局案としてあって、これでいいかどうかは確認しなければいけないのですが、それが「今後」のところでは「共に」になっていけば、「後はそういうことを目指す」ということが出ますね。

もう一つは、「確実に機能を担保する」となっていますので、その後の公費投入のあり方等については、これが言質になるわけですから、「これをもとに次の予定されている会議の中でさらに踏み込んだ議論をしていく」というきっかけをつくったという解釈になるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

委員 それで結構ですが、自分のお子さんが行きたい・行かせたい園に行けることが理想的ですので、特別な支援が必要になったときに、公費がそこに投入されることが西宮市として一番いいのではないかという私の意見を、最後にもう一度申しておきたいと思えます。

会長 それでは、最後の「今後」のところにある「各地域で確実に機能を担保する」というところの意味が、委員がおっしゃったことも含まれる、今後また審議していく可能性を含ませたということで、了解していただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 これも、格差是正・こども支援WGの審議経過と同じく、最終答申のところでも重なってきますので、先に進ませていただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 次に、最終答申の案について、事務局から資料に基づいて説明いただいで、少し時間をとってご意見をいただきたいと思えます。

なお、確認ですが、審議会はまだ1度開催されます。ですから、今回、最終答申(案)について広くご意見をいただきながら、次の審議会ですべての作業になるかと思えますので、そのあたりを意識しながら、ご発言やご提案をいただければと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 別冊の関係資料Hをお願いします。

「最終答申(案)」として事務局が作成したものです。

資料Iとして中間答申を参考につけています。昨年7月に出されたこの中間答申をベースに、その後の議論を踏まえて内容の差しかえを行って、今回の資料H「最終答申(案)」を作成しています。

資料Hの中で下線がたくさん引かれていますが、ここが中間答申から修正を加えた箇所になります。

まず、1ページの「はじめに」の中ほど少し下の文章は、中間答申の文章をベースにして、最後のほうを若干変えています。

2ページから7ページまでは、諮問項目ごとに基本的な考え方を示しています。これは、先ほど報告がありました格差是正・こども支援WGと適正配置WGでご確認いただいた内容、ご議論いただいたものを、今回ここに記載しています。

それでは、2ページの「諮問項目1 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」です。

幼稚園と保育所についての記述を充実させています。

また、真ん中より少し下、1行空きのあと、家庭や地域における子育てについての記述を追加しています。

続いて下から4行目からの、「幼稚園・保育所・小学校の連携」では、公立、私立を問わず参加できる研修制度の整備や、研究機能についての記述を追加しています。

3ページの上から4行目からの、「子ども・子育て環境」については、最後のところで、「子どもの体験を豊かにする環境整備や保護者への啓発を、すべての保育施設や地域・保護者、母子保健部門との連携のもとに進めるべき」という記述を追加しています。

次に、3ページの中ほど、「諮問項目2 地域における保育サービスの提供について」です。

諮問項目2の6行目、今後の配置にあたっては、ブロック別の就学前児童数、保育需要を平成33年度までの人口推計をもとにして算出し、検討のベースとしたことを今回改めて記載しています。

また、その2行下、「公的機能の観点からは、幼稚園における特別支援教育や、保育所における障害児保育、児童虐待などについては、市は必要な措置を講じるべき」という記述を追加しています。

「適正配置に向けた考え方」としては、下から7行目、「公立幼稚園については、当面、小ブロックごとに原則1箇所配置として、今後のブロックごとの園児数の推移や教育・保育施設の状況などを踏まえ、適切な配置数に整理を行う」としています。

下から2行目、「公立保育所については、待機児童解消の方策や保育需要を勘案しつつ、当面、小ブロックごとに原則1箇所の配置とし、公立保育所が存在しない小ブロックにおいては、近隣の配置状況や民間保育所の状況を見ながら検討していく必要がある」という記述に変更しています。

4ページの5行目では地域子育て支援の拠点について、また、10行目では発達支援機能について、27年度に整備予定の児童発達支援センターのことも盛り込んだ記述を追加

しています。

次に、4ページの中ほど、「諮問項目3 保育所の待機児童解消に向けた方策について」です。

待機児童対策については、「将来的な子ども数の減少を踏まえた手法を検討すべき」という記述を追加しています。

事務局 引き続き、私のほうから、「諮問項目4 保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について」から説明します。

まず、資料として、16ページからの - 1～4の4種類ありますが、この資料について説明します。

16・17ページの - 1は、平成22年11月の中間報告ですので、修正等はありません。18ページの - 2、3は、平成23年度決算を調査し、データを新しくする予定です。18ページ下の - 4は、平成25年4月1日現在のデータに修正しています。

それでは、本文に戻りまして、4ページをご覧ください。

中間答申より新たに加えた内容として、先ほど座長からもご報告いただきました幼稚園保育料の見直しと就園奨励助成金の件を、4ページ下から2行目から5ページにかけて表記しています。

続いて、公立幼稚園の運営経費の見直しについての内容と、保育所における保育士の配置基準の是正について加えています。

また、5ページの中ほどからは、認可外保育施設についてと在家庭への支援について、平成24年度に審議した内容を加えています。詳細は、先ほど座長よりご報告いただいたとおりです。

続いて、「諮問項目5 特別支援教育、障害児保育のあり方について」を説明します。

資料は、19・20ページの - 1～3の3種類ありますが、この資料について説明します。

19ページの - 1は、西宮養護学校の支援内容の修正や県立特別支援学校による巡回相談の地区割を新たに加えています。 - 2では、特別支援教育コーディネーター研修の中の西宮市地域自立支援協議会こども部会との連携について、実際に行われている内容を記載しています。20ページの - 3は、特に変更はありません。

それでは、再度本文に戻ります。

5ページの下、諮問項目5からご覧ください。

前文として、諮問項目2の発達支援機能とのつながりに触れまして、特別支援教育のあり方を示した上で、今後整備予定の児童発達支援センターが重要な役割を果たしていくことを記載しています。

6ページの上段と中段にも、児童発達支援センターのことを入れています。

続いて、「諮問項目6 行政組織・推進体制の一体化について」を説明します。

資料は、21・22ページの - 1～2の2種類です。

資料については、21ページの - 1では、「子ども手当」を「児童手当」に変更しています。 - 2では、再度調査を行い、平成25年度現在で表記できるよう準備を進めているところです。

本文については、7ページに戻ります。

先ほど座長からもご報告いただいたとおり、国の動向や他市での状況等を資料としながら検討しましたが、現時点においても、行政組織のあり方の方向性が出ていない状況です。したがって、この項目については、事務局としても具体的な提案が難しい状況でして、このような表記にしています。

以上、諮問項目4～6についての説明を終了します。

事務局 続いて、最後の7ページの中ほど、「3 さいごに」です。

中間答申においては、「今後の検討課題」として記述していましたが、最終答申ですので、「さいごに」という締めくくりの文章にしています。当審議会でのこれまでの3年間の一定の成果を記述するとともに、「27年4月から実施が予定されている子ども・子育て支援新制度を進めるにあたり、今後設置する西宮市子ども・子育て会議に、この審議会の答申内容を十分に留意していただいて、西宮市の今後の教育・保育環境の充実に向けて積極的に取組みを続けていただくことを望みます」という形で締めくくっています。

最終答申(案)の説明は、以上です。

会長 事務局から、それぞれのWGの審議の経過を踏まえて最終答申(案)を作成して、今回お示しいただきました。

この最終答申(案)について今からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

諮問事項1から順番は気にせずに、気づいたところから発言をお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員 最終答申(案)を読みまして、いろいろと考えるところがありました。私は民間保育所を代表して入っているので、保育所のことについて言わせていただきますが、2点あります。

第1点は、諮問項目1の中で、下線を引いてあるところは、「現状はこうである」ということが書いてあると思います。その中で特に、「公的機関との連携のとりやすい公立保育所がセーフティネットの役割の多くを担っています」と、公立保育所の特色として書かれています。これは、民間保育所でも受けていますし、その数は多分多いだろうと思います。

ただ、民間保育所の特色については、WGの中では何度か言わせていただきましたが、延長保育の事業や一時保育の事業、産休明けの事業などを率先して行ってきたし、今でも民間だけで行っている特別事業があります。現実としてそういう形になっていますので、それを並列で書いていただきたいと思います。そうでないと、マイナスのイメージしか受けなくなってしまうので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

2点目は、3ページの諮問項目2の一番下の下線部分ですが、「公立保育所が存在しない小ブロックにおいては、近隣の配置状況や民間保育所の状況を見ながら、検討していく必要があると考えます」と書いてあります。私は、審議会が始まって以来ずっと、今後の少子化にあたって、待機児童解消などの計画の中に収束の方法も盛り込んで考えていただかなければ難しくなるのではないかと申し上げてきました。

幼稚園についての記述の中では、「閉園する施設については、地域子育て支援の拠点

などの子育て・子育てを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながら、そのあり方を検討する必要があると考えます」と、現実的には整理をせざるを得ないということで記述があります。

多分保育所も同じ状況になっていくのではないかと思います。そういった中で、こういった形でそれはされていくのか。たしかWGの中では、どうすべきかについて、最終的な部分で意見があったと思います。児童の数が減らなければ別に問題はないのですが、児童の数が減ったときにどういう形でこれがされていくのかについてもやはり考えていかなければいけないのではないかと思います。

特にここで書かれているのは、「ブロック別の就学前児童数、保育需要を平成33年度までの人口推計をもとに算出している」ということで、人口推計だけでも平成33年度には減っていくことが見えていますので、そのあたりの記述について、もう少し考えていただきたいなと思います。

その2点です。

会長 1つずつ確認していきたいと思います。

1点目は、第3パラグラフあたりの「公的機関との連携」として公立保育所のことは書いてあるのですが、民間保育所の特別な役割も果たしているという表記を追加することについて、今すぐに具体的な文言は審議はできませんが、事務局のほうでこれまでの審議経過も踏まえて検討していただくことにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 2点目は、3ページの最終のところ、幼稚園のほうでは収束方法について書かれていますので、同じように並列的な表記を保育所のほうでもあるべきだということかと理解しましたが、それでよろしいですか。

委員 方向性ですね。

会長 この点についてはいかがでしょうか。WGの中でそういう意見を委員から言っていたいて、確認はしているところです。確認していることは間違いはないのですが、その文言をここに入れることについては、WGで検討していますので、どうでしょうか。何かご意見やご質問があればいただきたいと思います。

委員 「公立保育所が存在しない小ブロックにおいては、近隣の配置状況や民間保育所の状況を見ながら、検討していく必要があると考えます」というところをもっと詳しくということですか。それとも、公立幼稚園のほうで収束方法について書かれていると同じくらい詳しく、公立保育所が子どもの数が減ったときちどうするのかを書き加えるということなのでしょうか。

収束のことについては、検討されたのなら書いてもいいと思いますが、具体的にあるのかどうか、私も今まで聞いたことがなかったので、わかりませんでした。

会長 私のほうで先ほど発言したことを訂正させていただきます。

保育所全体について、今は拡充の方向がずっと続いています。そういう方向の中で、今後、33年度あたりからは子どもの数が減ってくるのではないかという予測があります。まだどうなるかわかりませんが、そうなったときのことも考えて、公立も民間もあわせて収束のことも考えなければいけない。民間保育所の施設を増やしていくことについて

は、それほど積極的に進めるのではなく、収束方法も考えながら慎重にやらなければいけないという話でしたので、特に公立保育所を閉園の対象にするという話にはなっていないと記憶しています。

ですから、全体数としての収束方法を検討しようということは、たしか審議会でも何度か確認させていただいているところですが。

事務局 適正配置WGで議論していただいた中でも、幼稚園の部分については、全体に減ってきている現状がある中で、そのあたりのスケジュール的なものも含めて、廃園も含めたある程度具体的な方向性を出していただきました。ただ、保育所については、正直言って、まだ右肩上がりの状況ですので、具体的なものとして入れるよりも、ここに「待機児童解消の方策や保育需要を勘案しつつ」とありますように、具体的に収束してどうするということまでには至らないという形でそのときは議論していただいていたと思います。

会長 前言を撤回するようなことになって申しわけないのですが、幼稚園のほうで書かれているような「閉園する場合について」というところまでの踏み込んだ話については、保育所の場合はしていませんので、そこについては今の時点では表記が難しいということになるかと思えます。委員、いかがでしょうか。

委員 資料D「25年度適正配置WG審議経過」の3ページの中に、「将来的な収束方法について」として、議論されたことが書かれていると思うのです。ですから、議論されたことが最終答申(案)にどのように反映されるのかの問題かなと思うのです。議論されたことは議論されたことで、これは議論のまとめですから、これが最終的にどういう形で載るのかという問題だと思うのです。

会長 ということは、資料Dの3ページの最後の2行あたりを、最終答申の中に入れてたらどうかというご意見ですか。

委員 はい。

会長 いかがでしょうか。

委員 資料Dの下のほうに、「複数の機能を備えた公立保育所への集約化を図っていくとともに」という文章があります。今は、公立保育所に限らず、保育所が足らずにどんどんつくっている状況であることは変わりがないし、もし仮に子どもが減ったとしても、認可外にもたくさんの子どもがいる状況を見ると、保育所自体が多機能になっていく可能性はあると私は考えています。ですから、収束という形ではなく、現在ある公立・民間保育所が、認可外が担っているような多機能を担えるようにと考えれば、幼稚園とは少し違うのではないかと思います。保育所は、まだまだ必要とされているし、例えばうちのような認可外に来ている人たちは、認可に行けない人たちが来ています。働き方が多様性を帯びてきてまして、今までの認可園や公立の枠の中に入り切れない人たちが増えていることが実態だと思うのです。

委員はずっと収束のことをおっしゃっていますが、数を増やした中で、次は中身の充実ではなかるかと思えます。公立でも民間でも、週のうちの2日、5時間しか働かない人でも行ける状況になるようになれば理想的だなと思っています。

ですから、先のことはわからないわけですから、数にはこだわらずに、この表記で十

分ではないかなと思います。

委員 多機能化することは大いに結構だと思うのです。しかし、子どもが減って多機能化することは、それだけ費用がかかってくるのが現実だと思うのです。では、その費用はどこから出るとのことです。現実問題として難しい問題があるのかなと思います。

それとともに、多くの施設があって、多くの子どもたちが自由に選べることは、非常に結構なことだと思いますが、多くの施設があって、各施設が少ない子どもたちでやっていくことになると、保育所では集団的な保育という大事な部分がありますので、そのあたりも考えていくと、なかなか難しいものが出てくるのではないかと思います。

将来的なことも考えていかなければいけないと思うのは、そういった集団保育という部分も考えていかなければいけないだろうし、それとともに、多機能化するのであれば、多機能化するように今から方向性を決めなければいけない部分があるという気がします。仮に多機能化して、今の保育所を全部残して、子どもたちが自由に選べるようにしましょうということであれば、予算的に1人当たりの費用はとて高くなると思います。それが現実としてある中でどうなのか。また、そちらの方向に向かうのであれば、そういう方向で考えていかなければいけないだろうし、公費の部分をお願いしなければまな板にのらないのではないかなという気はしています。

会長 事務局、どうですか。

事務局 あり方の部分についてこういう方向性を表現している部分がありますが、適正配置WGで議論していただいた中で、もともと「待機児童解消に向けた方策」という諮問項目がありまして、その中で、公立保育所、民間保育所それぞれセーフティネットとしての機能を担っている中で、待機児童解消がなって収束の面になってきたときには、公立の保育所も含めて整理していくと表現している経緯がありました。

ですから、諮問項目2の中で表現するよりも、諮問項目3の中で収束方法について表記することで、もう一度事務局のほうで文章の整理をさせていただければと思います。

会長 委員からおっしゃっていただいて、私もWGの審議経過をたどってしまして、委員がおっしゃるような意見も出ていましたし、委員がおっしゃるような経費的なことも出ていました。その中で、委員がおっしゃった資料Dの3ページの「多様化するニーズに対応することも踏まえ、施設数の整理を行っていく必要があると考えます」という部分を踏み込んで議論したかどうか、私の記憶では明確に出ているのではありません。私も報告をした立場としてここを確認しなければいけないなと思っているのですが、事務局からそのように答えていただきましたので、ここについては、審議経過をもう一度たどっていただいて、その中で最終的に次回に示していただいて意見をいただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかのご意見がありましたらお願いします。

委員 諮問項目2の3ページ下から6行目及び下から2行目のところに「当面」とありますが、これは「平成33年」ということなのかなと思うのですが、それをお聞きしたいと思います。

会長 下から6行目と2行目ですが、特に年限については議論していません。委員が

おっしゃったように、平成33年度での人口推計をもとにして審議をしたということです。

委員 あと意見として、諮問項目4の保護者負担の格差是正の中で、国の意向として応能負担ということが出てきています。これは、まだ仕組みがわかりにくいので、応能負担どうこうというよりも、「格差是正」というところで書くならば、幼稚園の場合は、「私立幼稚園の最低額までの格差是正を目指す」ということが一番言われるべきことかなと思います。子ども・子育て支援新制度がどうこうとか、いろいろと書いてあって、わかりにくくなっているなというイメージを受けます。

もう一つは、私も実際に応能負担になったらどうかはつきりしませんが、多く公費が投入されているところが是正される意味でいいのかなとは思いますが、そうすると、就園奨励助成金が減額されたりして、いびつな形の格差が生まれてしまったりしないかなというところが心配なので、これは意見として申し上げておきます。

会長 諮問項目4の下線を引いているところの前後のところのところがわかりにくいということですね。

委員 これしかないのかなとは思いつつですが、これだけ全部盛り込んで書くべきなのでしょうね。それを皆さんにも確認したくて、発言しました。

会長 もう少し具体的に何か言っていただくとありがたいのですが。

委員 幼稚園の公私間格差是正のために、就園奨励助成金の増額を、最初は中間ラインから始まって、最低額までを目指すことが打ち出されていったというほうがシンプルでいいなと思っていたのですが、その間に新制度がどうのこうの、応能負担になるところなところが出てくると、文章を読んでいて、格差が本当に是正されていくのかどうかわからなくなるかなと思ったわけです。

その2点を意見として言わせていただきました。

委員 委員がおっしゃったことはよくわかります。今問題になったのは諮問項目4ですが、あとの諮問項目6の「行政組織」にしても、国のレベルで検討されている結果を待たなければならないわけで、本当に辛気臭いのはわかります。今、公立幼稚園・私立幼稚園に通わせている保護者の方は、新制度になって負担がどうなるのかが端的にわかればいいのですが、今の段階ではシミュレーションすることも難しいのではないかと思います。曖昧なまますまを許してもらいたいわけではなく、ここのところはそうとしか書けないのかなと思います。

会長 4ページの下2行で新制度のことを特に述べなくてもいいのではないかとということも、委員のご意見の中にはあるのかなと思うのですが、どうですか。

委員 ずっと中間ラインや最低ラインを言ってきて、是正の協議がなされてきた経緯の中で、最後に出てきた新制度のことが入ってきて、少しわかりにくくなったなということです。応能負担になると就園奨励助成金が減額になるのかもわからないです。格差はどうなるのかもあわせて、こういう文章でいいのかなと皆さんにお聞きしたかったわけです。

会長 子ども・子育て支援新制度については、議論のしようがないので、俎上にも上がっていませんので、座長がおっしゃったようなことになるわけですね。それをあえてここに述べておくほうがいいのかということにもなると思うのですが、事務局、何かこ

の点についてありますか。

事務局 新制度のことがなかなか見えてこない中で、この時期、実際に国の子ども・子育て会議が結成されている中で、ここに全然表現的に触れないことも非常に難しい問題があるなというところがありましたので、ここに書いていますように、「子ども・子育て支援新制度の具体的内容が示されていない状況であるため、保育料の具体的改正はその後に行うことが適切と考えます」、そして、「その際には」ということで、あえて就園奨励助成金による格差是正も含めて検討という言い方で、非常に苦しい表現ではありますが、なんとかそこにつなげていくというところでこういう表現をさせていただいた経緯があります。

会長 ほかの委員さん、この点について何かありませんか。

委員 この内容についてというよりも、文章のとらえ方の部分で、4ページの「一方」から始まるところが前に来てしまうと、先ほどおっしゃったように、後段の次のページの「しかし、現在は」の位置づけが少し変わってしまうように思うのです。ですから、「しかし、現実には」のところは今まで議論された文章の中でそのまま通っているわけですから、それを前に持ってきて、現状でこういう課題が出てきているという形で最後に絞ると、流れが合うのではないかと思います。

会長 細かい文言についてはまた精査いただくとして、「就園奨励助成金の増額に取り組むべきと考えます。現在は」と5ページの1行目に行って、どこかまとまりのところの最後に、新制度の動向も含めて今後考えていく必要があるという文章にまとめたらどうかというご意見ですね。

委員 はい。

会長 ほかの委員さん、どうですか。

委員 応能負担のことに関しては、幼稚園と保育所の格差を見直していく中で、同じ公立として考えた場合でも、公立保育所で保護者が負担している額と公立幼稚園で保護者が負担している額に差があるという話や、そういう中で応能負担という考え方もあるという提案のようなものについて私たちも話し合ってきましたので、実際に自分たちで「応能にしましょう」となったわけではなく、「これは検討課題ですね」ということで話し合う時間は何回か持ったと思います。

会長 今のような流れでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

会長 事務局、よろしいですか。そういう形で最終案をご検討ください。

時間の都合があります。ここはということがあれば、ポイントだけでも挙げていただいて、次回に継続的に検討することになると思います。

委員 今日の審議経過の協議は、最終の答申案に反映されるのですか。確認だけです。

会長 そうです。

それと、適正配置WGの25年度の審議経過の中で、事務局として5・6ページに最終答申A案、B案の2つを示していただいています、これに該当する場所が最終答申(案)の10ページになるわけです。10ページはB案で示していただいています。

この審議の経過をお話ししておきますと、資料Dの5ページにある「最終答申(A

案)」では、 から の中に同じ文言がたくさん含まれていて、少し読みづらいこともありましたので、全体のまとめとして最初に3行、方向性を「求められます」という形で示した上で、 から を整理した形で出させていただきました。

もう一つは、「アウトリーチ」と「ソーシャル・インクルージョン」という言葉に対する説明を下に挙げています。

これは、B案でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 ほかに何かありませんか。

委員 B案の話をしていただいたので、改めて今までの審議の中で私が気づいたことを申し上げます。

資料Dの6ページの のところで、このときに「幼児期」を「乳幼児期」という意見を言わせていただきました。今回の最終答申(案)では、この審議会が「幼児期の」でスタートしているので、この最後のところも、「幼児期の教育・保育」で統一されています。このあたりは、もともとの審議会の名称や当初の文章の形態からするとすべて「幼児期」なのですが、「乳児」も包含するのであれば、最後のまとめのところにそのあたりの意味も書いておいたほうが、この表との整合がとれるのかなと思います。というのは、ここにしか「乳」は出てこないのです。

そのあたりは、今までの経過もあると思いますので、絶対ということではないのですが、流れの中でここで1カ所ポンと出てくると、少し違和感があるかな、しかし、今までの議論で0歳からの問題もきっちりにとらえていくということであれば、全市的視点で乳幼児の教育・保育を考えるという視点を入れて整理していただいたら、全体のバランスがとれるのかなと思います。

会長 過去の経過というほどのことは、私の記憶の中ではないのですが、タイトルは「幼児期」の審議会ですが、保育所全般を考えれば当然乳児も入りますので、委員の認識で全く間違っていないと思います。

どこの文言をどうさわるかについては、これから事務局のほうで、「幼児期」を全部「乳幼児期」にするというわけではなく、必要なところに関して、特に に関してはそういうところを意識していただくことになりうかと思えます。委員に見ていただいて、「ここはそうしたほうがいい」ということがありましたら、事務局のほうにご意見をいただくということでもよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、今回、時間の限りの中で幾つか意見をいただきました。それらについては、事務局のほうと精査しながら、最終答申(案)作成に向けて調整いただいて、次回に最終確認していただくことになりうかと思えますので、引き続きこれをお読みいただいて、次回にご意見をいただくこととなりますので、よろしく願います。

そのほか、この最終答申(案)について、事務局から何かありますか。

事務局 最終答申(案)については、ご審議いただいたご意見をもとに修正を加えてい

きたいと思います。特に、諮問項目1から諮問項目6までありますが、諮問項目3や諮問項目6の分量が少なく、アンバランスな文章量となっていますので、そのあたり、ご意見いただいたことも踏まえて、事務局案として平準化するような形で作りまして、次回に提案させていただきたいと思います。

会長 体裁のことも含めて、もう少し記述が少ないところについて、事務局のほうでこれまでの審議経過を踏まえて追加なども考えていただくということですね。

ほかによろしいですか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、遅い時間になりまして、ご協力ありがとうございました。

これで最終答申(案)に向けての第1次読会のような形になりますが、この回を閉じさせていただきます。

次回の審議会は、7月23日の午後2時からとなっていますので、引き続きこの件についていろいろとお考えをお持ちいただいて、ご参集いただければと思います。

訂正後の最終答申(案)については、事務局のほうから少し早目に送っていただくように、よろしくをお願いします。

そのほか、事務局のほうから何かありましたら。

事務局 お礼を申し上げます。

非常に遅い時間からの開始となりまして、皆様には本当にご協力いただきまして、ありがとうございます。

本日、貴重な意見をいただきましたので、これを反映した形で次回に向けてご提示できるようにしっかりとまとめていきたいと思います。

どうぞ次回もよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

事務局 次回は、場所が、市役所近辺ではなく、西宮市民共済会館というところになります。ここで開催するのは初めてですが、場所的には、市役所を南に下っていただいて、43号線の手前になりますので、詳細については、別途地図等でご案内をいたしますので、よろしく願いいたします。

会長 ということですので、くれぐれもお間違いのないように、よろしく願いいたします。

それでは、遅い時間にもかかわりませずご参集いただき、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

〔午後8時50分 閉会〕

【審議会委員出席者名簿：9名】

所属団体・役職名等	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大
関西学院大学 准教授	上中 修
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生
NPO法人こども環境活動支援協会 事務局長・理事	小川 雅由
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷智恵子
武庫川女子大学 教授	倉石 哲也
武庫川女子大学 非常勤講師	酒井修一郎
公募委員	庄野 好美
NPO法人はらっぱ 理事長	前田 公美

【事務局職員出席者名簿：21名】

所属・役職・氏名
【健康福祉局】
健康福祉局担当理事 山本 晶子
健康福祉局参与 津田 哲司
こども部長 川戸 美子
子育て企画課長 楠本 博紀
児童福祉施設整備課長 緒方 剛
児童発達支援センター・政策担当参事 佐々木 秀樹
保育所事業課長 廉沢 裕和
保育指導担当参事 婦木 雅子
わかば園事業課長 岡崎 州祐
児童・母子支援課長 西岡 秀明
子育て総合センター所長 増尾 尚之
子育て企画課係長 音在 朱美
子育て企画課副主査 森山 弘崇
【教育委員会】
教育次長 田近 敏之
学校教育部長 垣内浩
学事・学校改革課長 中西 しのぶ
特別支援教育課長 中畑 尚子
学校教育課長 大和 一哉
教育研修課長 櫻井 圭一
学事・学校改革課係長 杉田 二郎
学事・学校改革課係長 河内 真